

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧										
第1～2条 (略) 第3条 補助対象経費及び補助<u>率</u> 補助の対象となる経費及び補助<u>率</u>は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める<u>とおり</u>とする。 <table border="1"> <tr> <th>補 助 対 象 経 費</th><th>補 助 <u>率</u></th></tr> <tr> <td>国営・<u>県営</u>幹線水路の施設管理及び 通水管理に要する直接経費</td><td>当該費用の100分の 50以内</td></tr> </table> 第4条 <u>補助金</u>の交付申請 補助金の交付を申請する場合は、次に掲げる書類を<u>知事に</u>提出しなければならない。 (1)～(4) (略) 2 (略) 第5条 補助の指令<u>等</u> 知事は、前条の規定による補助金交付申請書類を受理した場合において、審査の上適当と認めた<u>場合</u>は、<u>補助金の交付を決定しその申請者</u>に対し、補助を指令するものとする。 2 規則第7条第1項の規定により<u>補助金の交付を申請した者が申請を取り下げできる期日は</u>、補助の指令の通知を受けた日から<u>起算して15日を経過した日とする</u>。 3 事業の着手は、原則として、県からの補助の指令を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助の指令の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（第<u>4</u>号様式）をあらかじめ知事に提出するものとする。 (削除)	補 助 対 象 経 費	補 助 <u>率</u>	国営・ <u>県営</u> 幹線水路の施設管理及び 通水管理に要する直接経費	当該費用の100分の 50以内	第1～2条 (略) 第3条 補助対象経費及び補助<u>額</u> 補助の対象となる経費及び補助<u>金の額</u>は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める<u>額</u>とする。 <table border="1"> <tr> <th>補 助 対 象 経 費</th><th>補 助 <u>金 の 額</u></th></tr> <tr> <td>国営幹線水路の施設管理及び 通水管理に要する直接経費</td><td>当該費用の100分の 50以内</td></tr> <tr> <td><u>県営幹線水路の施設管理及び 通水管理に要する直接経費</u></td><td><u>当該経費の100分の 50以内</u></td></tr> </table> 第4条 交付申請 補助金の交付を申請する場合は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1)～(4) (略) 2 (略) 第5条 補助の指令 知事は、前条の規定による補助金交付申請書類を受理した場合において、審査の上適当と認めた<u>とき</u>は、<u>大和平野土地改良区</u>に対し、補助を指令するものとする。 2 規則第7条第1項の規定による<u>申請の取下げは</u>、補助の指令の通知を受けた日から15日<u>以内にしなければならない</u>。 3 事業の着手は、原則として、県からの補助の指令を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助の指令の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（第<u>5</u>号様式）をあらかじめ知事に提出するものとする。<u>また、本届出が受理された場合においては、要綱第6条に規定される事業着手の届出を省略することができる。</u> <u>第6条 事業着手の届出</u> <u>補助の指令を受けた者は、補助事業に着手したときは、遅滞なく事業着手届（第4号様式）を知事に提出しなければならない。</u>	補 助 対 象 経 費	補 助 <u>金 の 額</u>	国営幹線水路の施設管理及び 通水管理に要する直接経費	当該費用の100分の 50以内	<u>県営幹線水路の施設管理及び 通水管理に要する直接経費</u>	<u>当該経費の100分の 50以内</u>
補 助 対 象 経 費	補 助 <u>率</u>										
国営・ <u>県営</u> 幹線水路の施設管理及び 通水管理に要する直接経費	当該費用の100分の 50以内										
補 助 対 象 経 費	補 助 <u>金 の 額</u>										
国営幹線水路の施設管理及び 通水管理に要する直接経費	当該費用の100分の 50以内										
<u>県営幹線水路の施設管理及び 通水管理に要する直接経費</u>	<u>当該経費の100分の 50以内</u>										

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
第<u>6</u>条 <u>事業変更の承認</u> 補助の指令を受けた<u>者</u>は、当該指令について次に掲げる変更をしようと するときは、<u>あらかじめ</u>変更申請書（第<u>5</u>号様式）を知事に提出し、<u>その</u> <u>承認を受け</u>なければならない。 <u>(1) 事業費の変更</u> <u>(2) 補助事業の経費である管理費及び事務費の相互間における経費流用</u> <u>で、流用先の経費の 20 パーセントを超える増減</u> 第<u>7</u>条 補助金の概算払 知事は、補助を指令した場合において、必要<u>がある</u>と認めるときは、補 助金の概算払をすることができる。 2 前項の規定により概算払を受けようとする<u>者</u>は、次に掲げる書類を知事 に提出しなければならない。 <u>(1) 補助金交付請求書（第 6 号様式）</u> <u>(2) その他知事が必要と認める書類</u> (削除) 第<u>8</u>条 状況報告 補助の指令を受けた者は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在 において、遂行状況<u>報告書</u>（第<u>7</u>号様式）を作成し知事に提出しなければならない。 第<u>9</u>条 <u>事業完了の届出</u> 補助の指令を受けた<u>者</u>は、補助事業が完了したときは、<u>遅滞なく、当該</u> <u>補助事業の完了した日から 30 日以内に、完了届（第 8 号様式）に</u>次に掲 げる書類を添えて、<u>知事に</u>提出しなければならない。 (1) 管理成績書（第 2 号様式） (2) 出来高額内訳書（第<u>9－1</u>号様式） (3) 収支精算書（第<u>9－2</u>号様式） (4) その他知事が必要と認める書類 2 (略) 3 第 4 条第 2 項ただし書きに規定する場合に該当し、補助金の交付の申請 をした者は、第 1 項の事業完了届を提出した後において、消費税等の申告	第<u>7</u>条 変更承認 補助の指令を受けた<u>大和平野土地改良区</u>は、当該指令に係る<u>補助事業の</u> <u>内容又は経費の配分の変更の承認を受け</u>ようとするときは、変更申請書 （第<u>6</u>号様式）を知事に提出しなければならない。 第<u>8</u>条 補助金の概算払 知事は、補助を指令した場合において、必要と認めるときは、<u>検査を行</u> <u>い、</u>補助金の概算払をすることができる。 2 前項の規定により概算払を受けようとする<u>大和平野土地改良区</u>は、次に 掲げる書類を知事に提出しなければならない。 <u>(1) 出来高届（第 7 号様式）</u> <u>(2) 出来高額内訳書（第 7 号－1 様式）</u> <u>(3) 収支状況調書（第 7 号－2 様式）</u> <u>3</u> 知事は、検査の結果<u>補助事業の内容を</u>適当と認めたときは、<u>大和平野土</u> <u>地改良区から提出された概算払請求書（第 8 号様式）に基づき補助金を交</u> <u>付する。</u> (第 13 条から変更) 第 9 条 完了届 補助の指令を受けた<u>大和平野土地改良区</u>は、補助事業が完了したとき は、<u>完了届（第 9 号様式）を、補助事業の完了した日から 30 日以内に、</u> 次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。 (1) 管理成績書（第 2 号様式） (2) 出来高額内訳書（第<u>7 号－1</u>様式） (3) 収支精算書（第<u>7 号－2</u>様式） (4) その他知事が必要と認める書類 2 (略) 3 第 4 条第 2 項ただし書きに規定する場合に該当し、補助金の交付の申請 をした者は、第 1 項の事業完了届を提出した後において、消費税等の申告

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（第 <u>10</u> 号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。 第 10 条 完了検査 知事は、前条の規定により完了届を受理した時は、当該事業について完了検査を行い、<u>補助の指令の内容及び条件に適合していないときは、これに適合させるよう指示することができる。</u> 第 11 条 補助金の交付 知事は、前条の<u>規定による</u>検査の結果適当と認め、額を確定したときは、<u>補助の指令を受けた者</u>から提出された補助金交付請求書（第 <u>6</u> 号様式）により補助金を交付する<u>ものとする</u>。この場合において第 7 条第 1 項の規定により補助金の概算払をしたときは、当該補助金について、精算するものとする。 <u>2 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。</u> (削除) (第 8 条に変更) 第 <u>12</u> 条 書類の保存 (略) 第 <u>13</u> 条 財産の処分、管理等 (削除)	により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（第 <u>12</u> 号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。 第 10 条 完了検査<u>及び額の確定通知</u> 知事は、前条の規定により完了届を受理した時は、当該事業について完了検査を行い、<u>適当と認めたときは補助金の額を確定し、補助金の交付決定を受けた者に対して書面により通知するものとする。</u> 第 11 条 補助金の交付 知事は、前条の検査の結果補助事業の内容を適当と認め、額を確定したときは、<u>大和平野土地改良区</u>から提出された補助金交付請求書（第 <u>10</u> 号様式）に<u>基づき</u>補助金を交付する。この場合において第 7 条第 1 項の規定により補助金の概算払をしたときは、当該補助金について、精算するものとする。 (新設) 第 <u>12</u> 条 収支精算書の確定報告 <u>補助金の交付を受けた大和平野土地改良区は、第 9 条（3）に定める収支精算書の最終確定金額を、第 7 号－2 様式により出納閉鎖後すみやかに、知事に報告しなければならない。</u> 第 13 条 状況報告 補助の指令を受けた者は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、<u>事業</u>遂行状況<u>調査</u>（第 <u>11</u> 号様式）を作成し知事に提出しなければならない。 第 <u>14</u> 条 書類の保存 (略) 第 <u>15</u> 条 財産の処分、管理等 <u>1 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</u>

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
規則第 20 条に規定する知事の承認とは、土地改良事業等財産処分承認申請書（<u>第 11 号様式</u>）を知事に提出し承認を受けるものとする。 <u>2</u> （略） <u>3</u> （略） 附 則 （１）この要綱は、昭和 5 6 年 3 月 1 0 日から施行する。 （２）この要綱は、昭和 5 4 年度事業にも適用する。 附 則 （１）この要綱は、昭和 5 6 年 7 月 2 0 日から施行し、昭和 56 年度事業から適用する。 附 則 （１）この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行し、改正後の要綱は平成 9 年度分の補助金から適用する。 附 則 （１）この要綱は、平成 15 年 3 月 1 日から施行し、改正後の要綱は平成 14 年度分の補助金から適用する。 附 則 （１）この要綱は、平成 16 年 3 月 1 日から施行し、改正後の要綱は平成 15 年度分の補助金から適用する。 附 則 （１）この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、改正後の要綱は平成 17 年度分の補助金から適用する。 附 則 （１）この要綱は、令和 4 年 1 月 13 日から施行し、改正後の要綱は令和 3 年度分の補助金から適用する。 附 則 （１）この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、改正後の要綱は令和 4 年度分の補助金から適用する。	<u>2</u> 規則第 20 条に規定する知事の承認とは、土地改良事業等財産処分承認申請書（<u>様式第 13 号</u>）を知事に提出し承認を受けるものとする。 <u>3</u> （略） <u>4</u> （略） 附 則 （１）この要綱は、昭和 5 6 年 3 月 1 0 日から施行する。 （２）この要綱は、昭和 5 4 年度事業にも適用する。 附 則 （１）この要綱は、昭和 5 6 年 7 月 2 0 日から施行し、昭和 56 年度事業から適用する。 附 則 （１）この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行し、改正後の要綱は平成 9 年度分の補助金から適用する。 附 則 （１）この要綱は、平成 15 年 3 月 1 日から施行し、改正後の要綱は平成 14 年度分の補助金から適用する。 附 則 （１）この要綱は、平成 16 年 3 月 1 日から施行し、改正後の要綱は平成 15 年度分の補助金から適用する。 附 則 （１）この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、改正後の要綱は平成 17 年度分の補助金から適用する。 附 則 （１）この要綱は、令和 4 年 1 月 13 日から施行し、改正後の要綱は令和 3 年度分の補助金から適用する。 附 則 （１）この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、改正後の要綱は令和 4 年度分の補助金から適用する。

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
附 則 (1) この要綱は、令和5年4月1日から施行し、改正後の要綱は令和5年度分の補助金から適用する。 <u>附 則</u> <u>(1) この要綱は、令和7年10月1日から施行し、改正後の要綱は令和7年度分の補助金から適用する。</u>	附 則 (1) この要綱は、令和5年4月1日から施行し、改正後の要綱は令和5年度分の補助金から適用する。 (新設)

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 様式 新旧対照表

新	旧
第 1 号様式（第 4 条関係） 補助金交付申請書 文 書 番 号 年 月 日 奈良県知事殿 住 所 事業主体 代 表 者 年度における管理費について、奈良県補助金等交付規則第 3 条及び大和平野土地改良事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、補助金金 円の交付を関係書類を添えて申請します。 記 1. <u>施 設 名:</u> 2. 添付書類（1）管理計画書（第 2 号様式） （2）収支予算書（第 3 号様式） （3）その他（補助金交付要綱第 4 条第 4 号の規定による書類）	第 1 号様式（第 4 条関係） 補助金交付申請書 文 書 番 号 年 月 日 奈良県知事殿 住 所 事業主体 代 表 者 年度における管理費について、奈良県補助金等交付規則第 3 条及び大和平野土地改良事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、補助金金 円の交付を関係書類を添えて申請します。 記 1. <u>幹線水路名:</u> 2. 添付書類（1）管理計画書（第 2 号様式） （2）収支予算書（第 3 号様式） （3）その他（補助金交付要綱第 4 条第 4 号の規定による書類）

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 様式 新旧対照表

新	旧																								
第2号様式（第4条、第9条関係） 管理計画書 (管理成績書) 1. 概要 2. 内容 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	項 目	内 容											第2号様式（第4条、第9条関係） 管理計画書 (管理成績書) 1. 幹線水路名 2. 概要 3. 内容 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	項 目	内 容										
項 目	内 容																								
項 目	内 容																								

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 様式 新旧対照表

新	旧																														
第3号様式（第6条関係） 収支予算書 1. 収入の部 <table><thead><tr><th>科目</th><th>予算額</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 2. 支出の部 <table><thead><tr><th>科目</th><th>予算額</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>管理費（国営）</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>管理費（県営）</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>事務費（国営）</u></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	科目	予算額	備考				科目	予算額	備考	<u>管理費（国営）</u>			<u>管理費（県営）</u>			<u>事務費（国営）</u>			第3号様式（第6条関係） 収支予算書 1. 幹線水路名： 2. 収入の部 <table><thead><tr><th>科目</th><th>予算額</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 3. 支出の部 <table><thead><tr><th>科目</th><th>予算額</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	科目	予算額	備考				科目	予算額	備考			
科目	予算額	備考																													
科目	予算額	備考																													
<u>管理費（国営）</u>																															
<u>管理費（県営）</u>																															
<u>事務費（国営）</u>																															
科目	予算額	備考																													
科目	予算額	備考																													

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 様式 新旧対照表

新	旧
(削除)	第 4 号様式 (第 6 条関係) 事業着手届 文 書 番 号 年 月 日 奈良県知事殿 住 所 事業主体 代 表 者 年 月 日付け奈良県指令 第 号で補助の指令を受けた 年度大和平野土地改良事業の管理は、下記の通りに事業に着手したので大和平野土地改良事業管理費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき届け出ます。 記 1 事 業 名 2 地 区 名 3 着手年月日 年 月 日

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 様式 新旧対照表

新	旧
第4号様式（第5条関係） 交付決定前着手届 文 書 番 号 年 月 日 奈良県知事殿 住 所 事業主体 代 表 者 大和平野土地改良事業管理費補助金交付要綱第5条第3項の規定に基づき、 下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので提出する。 記 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担すること。 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。 3 着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の計画変更は行わないこと。	第5号様式（第5条関係） 交付決定前着手届 文 書 番 号 年 月 日 奈良県知事殿 住 所 事業主体 代 表 者 大和平野土地改良事業管理費補助金交付要綱第5条第3項の規定に基づき、 下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので提出する。 記 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担すること。 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。 3 着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の計画変更は行わないこと。

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 様式 新旧対照表

新	旧
(別紙) <u>1</u> 事業主体 : <u>2</u> 交付決定前着手する事業内容 : <u>3</u> 着手予定年月日 : <u>4</u> 完了予定年月日 : <u>5</u> 交付決定前着手が必要である理由	(別紙) <u>1</u> <u>事業名 :</u> <u>2</u> <u>地区名 :</u> <u>3</u> 事業主体 : <u>4</u> 交付決定前着手する事業内容 : <u>5</u> 着手予定年月日 : <u>6</u> 完了予定年月日 : <u>7</u> 交付決定前着手が必要である理由

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 様式 新旧対照表

新	旧
第5号様式（第6条関係） 変更申請書 文書番号 年 月 日 奈良県知事殿 住 所 事業主体 代 表 者 年 月 日付け奈良県指令 第 号で補助の指令を受けた大和平野土地改良事業管理費補助金について、下記のとおり事業の内容及び経費の配分を変更したいので、大和平野土地改良事業費補助金交付要綱第6条の規定により、申請します。 記 1. 施設名： 2. 変更理由： 3. 添付書類（1）管理計画書（第2号様式） （2）収支予算書（第3号様式） （注）第2号様式及び第3号様式に準じ、変更目及び変更後を比較対照できるよう、変更前を（ ）書とし、二段書きにすること。	第6号様式（第7条関係） 変更申請書 文書番号 年 月 日 奈良県知事殿 住 所 事業主体 代 表 者 年 月 日付け奈良県指令 第 号で補助の指令を受けた大和平野土地改良事業管理費補助金について、下記のとおり事業の内容及び経費の配分を変更したいので、大和平野土地改良事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。 記 1. 幹線水路名： 2. 変更理由： 3. 添付書類（1）管理計画書（第2号様式） （2）収支予算書（第3号様式） （注）第2号様式及び第3号様式に準じ、変更目及び変更後を比較対照できるよう、変更前を（ ）書とし、二段書きにすること。

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 様式 新旧対照表

新	旧
第6号様式（第7条、第11条関係） 補助金交付請求書 文書番号 年 月 日 奈良県知事殿 住 所 事業主体 代 表 者 金 円 年 月 日付け奈良県指令 第 号で補助の指令を受けた大和平野土地改良事業管理費補助金について、大和平野土地改良事業費補助金交付要綱第11条（概算払請求においては第7条）の規定により、請求します。 記 1. 施 設 名 : 2. 指 令 額 : 金 円 請求種類 : ☐請求 ☐概算払請求 既 受 領 額 : 円 今回請求額 : 円 残 額 : 円	(第10号様式から移行)

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 様式 新旧対照表

新	旧																		
第7号様式（第8条関係） 遂行状況報告書 文 書 番 号 年 月 日 奈良県知事殿 住 所 事業主体 代 表 者 大和平野土地改良事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。 記 <table><tr><th>費目</th><th>予算額 (円) A</th><th>出来高 (円) B</th><th>進捗率 (%) B/A</th><th>備考</th></tr><tr><td>管理費</td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>事務費</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	費目	予算額 (円) A	出来高 (円) B	進捗率 (%) B/A	備考	管理費					事務費				計				(第11号様式から移行)
費目	予算額 (円) A	出来高 (円) B	進捗率 (%) B/A	備考															
管理費																			
事務費																			
計																			

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 様式 新旧対照表

新	旧
(削除)	第 7 号様式 (第 8 条関係) 出来高届 文 書 番 号 年 月 日 奈良県知事殿 住 所 事業主体 代 表 者 年 月 日付け奈良県指令 第 号で補助の指令を受けた大和 平野土地改良事業管理費補助金について、大和平野土地改良事業費補助金交付 要綱第 8 条の規定により、報告します。 記 1. 幹線水路名： 2. 出来高 額：金 円 3. 概算払請求額：金 円 4. 添付書類 (1) 出来高 額内訳書 (第 7 号－ 1 様式) (2) 収支状況調書 (第 7 号－ 2 様式)

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 様式 新旧対照表

新	旧
第8号様式（第9条関係） 完了届 文書番号 年 月 日 奈良県知事殿 住 所 事業主体 代 表 者 年 月 日付け奈良県指令 第 号で補助の指令を受けた大和平野土地改良事業の管理が完了しましたので、大和平野土地改良事業費補助金交付要綱第9条の規定により、報告します。 記 1. <u>施設名</u>： 2. 添付書類（1）管理成績書 （第2号様式） （2）出来高額内訳書（第9-1号様式） （3）収支精算書 （第9-2号様式）	（第9号様式から移行）

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 様式 新旧対照表

新											旧																																																																																																												
第 9-1 号様式（第 9 条関係）											第 7 号-1 様式（第 8 条、第 9 条関係）																																																																																																												
出来高額内訳書											出来高額内訳書 <u>（決算額内訳書）</u>																																																																																																												
<table><thead><tr><th rowspan="2">補助率 A</th><th rowspan="2">事業費</th><th rowspan="2">補助対象事業費 B</th><th rowspan="2">補助金 C=A×B</th><th colspan="3">年 月 日現在 出 来 高 額</th><th rowspan="2">前回までの概算受領額 D</th><th rowspan="2">今回請求額 E</th><th rowspan="2">今回請求後未済額 C-(D+E)</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>出来高額 B'</th><th>出来高率 B' / B</th><th>補助金相当額 C' =A×B'</th></tr></thead><tbody><tr><td>管理費（国営） %</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>管理費（県営） %</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>事務費（国営） %</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>%</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>											補助率 A	事業費	補助対象事業費 B	補助金 C=A×B	年 月 日現在 出 来 高 額			前回までの概算受領額 D	今回請求額 E	今回請求後未済額 C-(D+E)	備考	出来高額 B'	出来高率 B' / B	補助金相当額 C' =A×B'	管理費（国営） %											管理費（県営） %											事務費（国営） %											合計					%						<table><thead><tr><th rowspan="2">施設管理費 分</th><th colspan="2">指 令 額</th><th colspan="3">年 月 日現在 出 来 高 額</th><th colspan="2">請 求 額</th><th rowspan="2">前回までの概算受領額 E</th><th rowspan="2">請求未済額 C-(D+E)</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>補助対象事業費 B</th><th>補助金 C=A×B</th><th>出来高額（決算額） B'</th><th>補助金 C' =A×B'</th><th>率 C' /C</th><th>今回請求額 D</th><th>率 D/C</th></tr></thead><tbody><tr><td>施設管理費</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>%</td><td></td><td>%</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>											施設管理費 分	指 令 額		年 月 日現在 出 来 高 額			請 求 額		前回までの概算受領額 E	請求未済額 C-(D+E)	備考	補助対象事業費 B	補助金 C=A×B	出来高額（決算額） B'	補助金 C' =A×B'	率 C' /C	今回請求額 D	率 D/C	施設管理費											合計					%		%			
補助率 A	事業費	補助対象事業費 B	補助金 C=A×B	年 月 日現在 出 来 高 額			前回までの概算受領額 D	今回請求額 E	今回請求後未済額 C-(D+E)	備考																																																																																																													
				出来高額 B'	出来高率 B' / B	補助金相当額 C' =A×B'																																																																																																																	
管理費（国営） %																																																																																																																							
管理費（県営） %																																																																																																																							
事務費（国営） %																																																																																																																							
合計					%																																																																																																																		
施設管理費 分	指 令 額		年 月 日現在 出 来 高 額			請 求 額		前回までの概算受領額 E	請求未済額 C-(D+E)	備考																																																																																																													
	補助対象事業費 B	補助金 C=A×B	出来高額（決算額） B'	補助金 C' =A×B'	率 C' /C	今回請求額 D	率 D/C																																																																																																																
施設管理費																																																																																																																							
合計					%		%																																																																																																																
(注) 出来高額 B' が指令の補助対象事業費 B を上回った場合には、上段に（ ）書きで B' を、下段に指令額 B を記入											(注) 出来高額（決算額） B' が指令の補助対象事業費 B を上回った場合には、上段に（ ）書きで B' を、下段に指令額 B を記入																																																																																																												

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 様式 新旧対照表

新

旧

第9－2号様式（第9条関係）

収支精算書

1. 施設名：

2. 収入の部

科目	予算額 A	収入済額 (決算額) B	補助対象額 C	差引額 A-B	備考

3. 支出の部

科目	予算額 A	収入済額 (決算額) B	補助対象額 C	差引額 A-B	備考

第7号－2様式（第8条、第9条関係）

収支状況調書

(収支精算書)

1. 幹線水路名：

2. 収入の部

科目	予算額 A	収入済額 (決算額) B	補助対象額 C	差引額 A-B	備考

3. 支出の部

科目	予算額 A	収入済額 (決算額) B	補助対象額 C	差引額 A-B	備考

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 様式 新旧対照表

新	旧
(削除)	第 8 号様式 (第 8 条関係) 概算払請求書 文 書 番 号 年 月 日 奈良県知事殿 住 所 事業主体 代 表 者 金 円 年 月 日付け奈良県指令 第 号で補助の指令を受けた大和 平野土地改良事業管理費補助金を上記の通り請求します。 記 1. 幹線水路名： 2. 指 令 額 円 概算払請求額 円 (既 受 領 額 円) 未 受 領 額 円

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 様式 新旧対照表

新	旧
(第 8 号様式に移行)	第 9 号様式 (第 9 条関係) 完了届 文 書 番 号 年 月 日 奈良県知事殿 住 所 事業主体 代 表 者 年 月 日付け奈良県指令 第 号で補助の指令を受けた大和 平野土地改良事業の管理が完了しましたので、大和平野土地改良事業費補助金 交付要綱第 9 条の規定により、報告します。 記 1. 幹線水路名： 2. 添付書類 (1) 管理成績書 (第 2 号様式) (2) 出来高額内訳書 (第 7 号－1 様式) (3) 収支精算書 (第 7 号－2 様式)

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 様式 新旧対照表

新	旧
(第 6 号様式に移行)	第 10 号様式 (第 11 条関係) 補助金交付請求書 文 書 番 号 年 月 日 奈良県知事殿 住 所 事業主体 代 表 者 金 円 年 月 日付け奈良県指令 第 号で補助の指令を受けた大和 平野土地改良事業管理費補助金<u>を上記の通り</u>請求します。 記 1. <u>幹線水路名</u> : 2. 指 令 額 円 <u>概算払受領額</u> 円 今 回 請 求 額 円

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 様式 新旧対照表

新	旧																							
(第 7 号様式に移行)	第 11 号様式 (第 13 条関係) 遂行状況報告書 文 書 番 号 年 月 日 奈良県知事殿 住 所 事業主体 代 表 者 大和平野土地改良事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり報告します。 記 <table><tr><td>事業名</td><td></td></tr></table> <table><thead><tr><th>地区名</th><th>年度</th><th>費目</th><th>予算額 (円) A</th><th>出来高 (円) B</th><th>進捗率 (%) B/A</th><th>備考 (発注予定時期、 設計額、入札日、 繰越予定額)</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td>事業費 事務費 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>事業費 事務費 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	事業名		地区名	年度	費目	予算額 (円) A	出来高 (円) B	進捗率 (%) B/A	備考 (発注予定時期、 設計額、入札日、 繰越予定額)			事業費 事務費 計							事業費 事務費 計				
事業名																								
地区名	年度	費目	予算額 (円) A	出来高 (円) B	進捗率 (%) B/A	備考 (発注予定時期、 設計額、入札日、 繰越予定額)																		
		事業費 事務費 計																						
		事業費 事務費 計																						

大和平野土地改良事業補助金交付要綱 様式 新旧対照表

新	旧
第 <u>10</u> 号様式（第 9 条関係） 様式（略） 第 <u>11</u> 号様式（第 <u>14</u> 条関係） 文 書 番 号 年 月 日 奈良県知事殿 住 所 事業主体 代 表 者 土地改良事業等財産処分承認申請書 大和平野土地改良事業費補助金交付要綱第 <u>14</u> 条第 2 項の規定に基づき、下記の通り申請します。 記 別紙のとおり	第 <u>12</u> 号様式（第 9 条関係） 様式（略） 第 <u>13</u> 号様式（第 <u>15</u> 条関係） 文 書 番 号 年 月 日 奈良県知事殿 住 所 事業主体 代 表 者 土地改良事業等財産処分承認申請書 大和平野土地改良事業費補助金交付要綱第 <u>15</u> 条第 2 項の規定に基づき、下記の通り申請します。 記 別紙のとおり